

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案
 新旧対照表の正誤

正	誤
<p style="text-align: center;">【4 頁上欄】</p> <p>3 <input type="checkbox"/> な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 国は、研究者等、成果活用事業者（研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者をいう。以下同じ。）及び成果活用事業者を支援する者が、相互に連携を図りながら協力して、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展に向けた活動を主体的かつ積極的に行うことができるよう、これらの者の間の交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>3 国は、研究者等、成果活用事業者（研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者をいう。以下同じ。）及び成果活用事業者を支援する者が、相互に連携を図りながら協力して、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展に向けた活動を主体的かつ積極的に行うことができるよう、これらの者の間の交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>

備考 上記四角囲みがインデントがずれた箇所